

第1章 施設の設置に関する計画等

第1節 施設の設置者の氏名及び住所

事業者名：埼玉西部環境保全組合

住 所：埼玉県鶴ヶ島市大字高倉 593 番地 4

管 理 者：藤縄 善朗

第2節 施設の設置場所

設置場所：埼玉県鶴ヶ島市大字高倉 593 番地 4 高倉クリーンセンター

(以下、「事業対象施設」という。)

事業対象施設の設置場所及びその周辺図は図 1.1 に示すとおりである。

第3節 設置する施設の種類

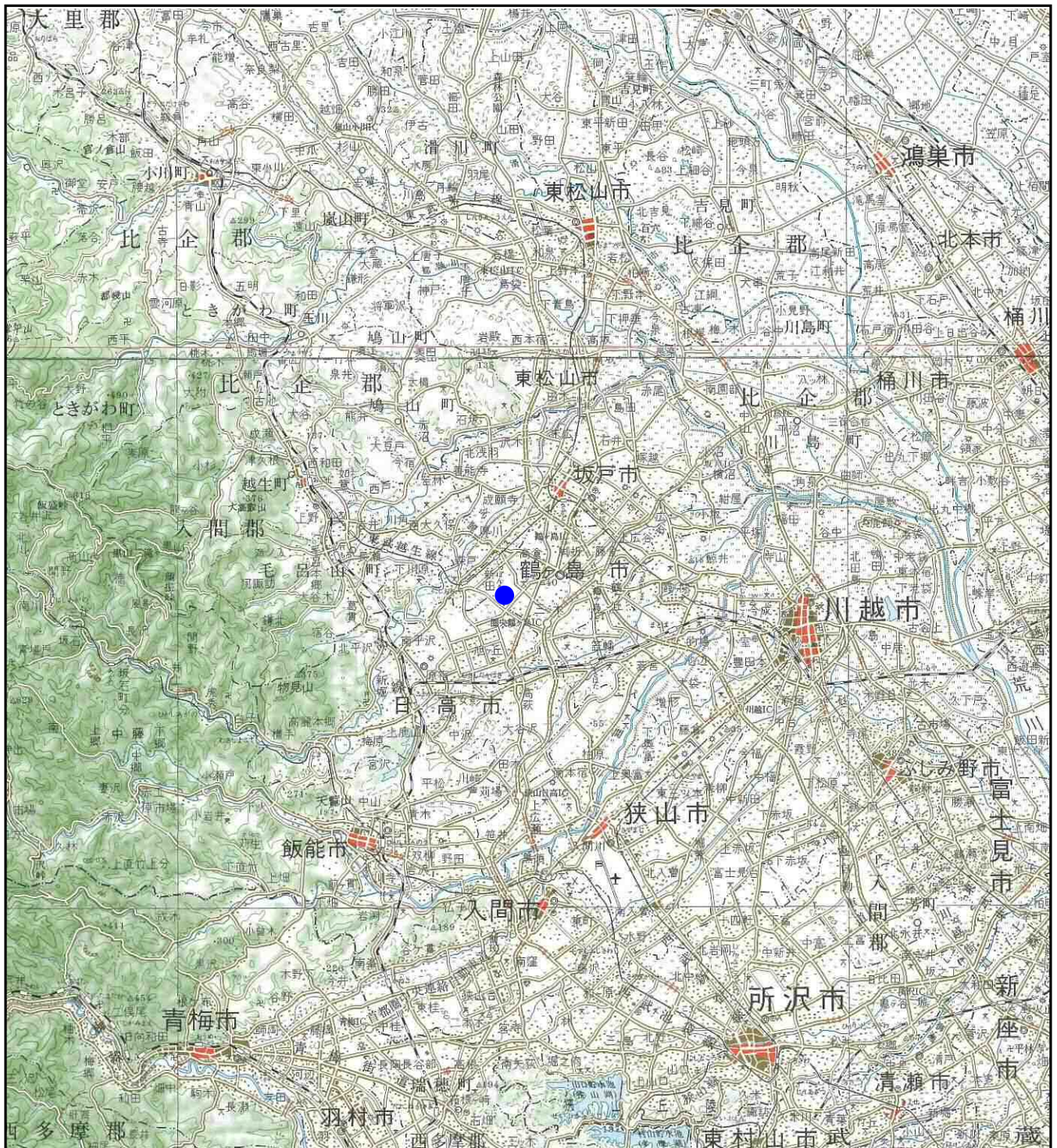
焼却処理施設（事業対象施設を 16 時間運転から 24 時間運転へ変更）

第4節 施設において処理する廃棄物の種類

事業対象施設で処理する廃棄物は以下のとおりであり、運転時間の変更後も同じである。

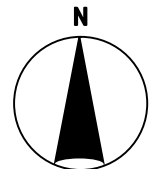
【処理する廃棄物の種類】

- ・燃やせるごみ
- ・可燃性粗大ごみ



【凡例】

● : 事業対象施設



1:200,000

図 1.1 事業対象施設の設置場所及びその周辺図

第5節 施設の処理能力

本事業は、事業対象施設の運転をこれまでの16時間から24時間運転とすることにより、日々の焼却炉の起動及び停止によるダイオキシン類の発生抑制、炉への負担軽減及び施設の延命化を図るものである。

これにより、事業対象施設の処理能力は表 1.1 に示すとおり、180t/日から270t/日に変更となるものの、廃棄物の搬入量は現状と変わらない。

現状における事業対象施設の煙突及び排ガスの諸元は表 1.2 に示すとおりであり、運転時間の変更後も同じである。

表 1.1 事業対象施設の処理能力

項目	現状	本事業
処理能力	180t/日 (60t×16時間×3炉)	270t/日 (90t×24時間×3炉)
炉形式	流動床式焼却炉	流動床式焼却炉
運転時間	16時間	24時間
年間稼働日数	258日 (平成26年度計画) ※土曜日、日曜日、12月31日、1月1日から 1月3日を除く日数	258日 (平成26年度計画) ※土曜日、日曜日、12月31日、1月1日から 1月3日を除く日数

表 1.2 現状における事業対象施設の煙突及び排ガスの諸元

項目	数値
煙突高さ (m)	59
煙突出口の口径 (m)	1.2
煙突出口湿りガス量 (m ³ _N /h)	1炉あたり : 34,860 3炉合計 : 104,580
煙突出口乾きガス量 (m ³ _N /h)	1炉あたり : 21,444 3炉合計 : 64,332
煙突出口排ガス温度 (°C)	190°C
※硫黄酸化物 : SO _x (ppm)	30
※窒素酸化物 : NO _x (ppm)	100
※ばいじん : DUST (g/m ³ _N)	0.03
※塩化水素 : HCl (mg/m ³ _N)	81.5 (50ppm)
※ダイオキシン類 : DXN _x (ng-TEQ/m ³ _N)	5

※ 酸素濃度12%換算値

第6節 施設の処理方式

全連続燃焼式 (准連続燃焼式からの変更)

第7節 施設の構造及び設備

事業対象施設の設備構成と主要機器は表 1.3、処理工程図は図 1.2、焼却炉の構造図は図 1.3 に示すとおりである。

表 1.3 事業対象施設の設備構成と主要機器

設備名称	主要機器
受入供給設備	<ul style="list-style-type: none">・ 計量機・ ごみピット・ ごみクレーン・ ごみ供給機
燃焼設備	<ul style="list-style-type: none">・ 給じん機・ 流動床式焼却炉
燃焼ガス冷却設備	<ul style="list-style-type: none">・ ガス冷却室
排ガス処理設備	<ul style="list-style-type: none">・ 反応塔・ バグフィルタ・ 有害ガス除去装置・ 脱硝装置
排水処理設備	<ul style="list-style-type: none">・ ごみピット排水処理装置・ 排水処理装置 ※無放流（場内再利用）システム
通風設備	<ul style="list-style-type: none">・ 一次送風機・ 二次送風機・ 誘引通風機・ 煙突
灰出設備	<ul style="list-style-type: none">・ 灰処理装置・ 貯留バンカ（不燃物、鉄分、処理灰）
余熱利用設備	<ul style="list-style-type: none">・ 温水発生器

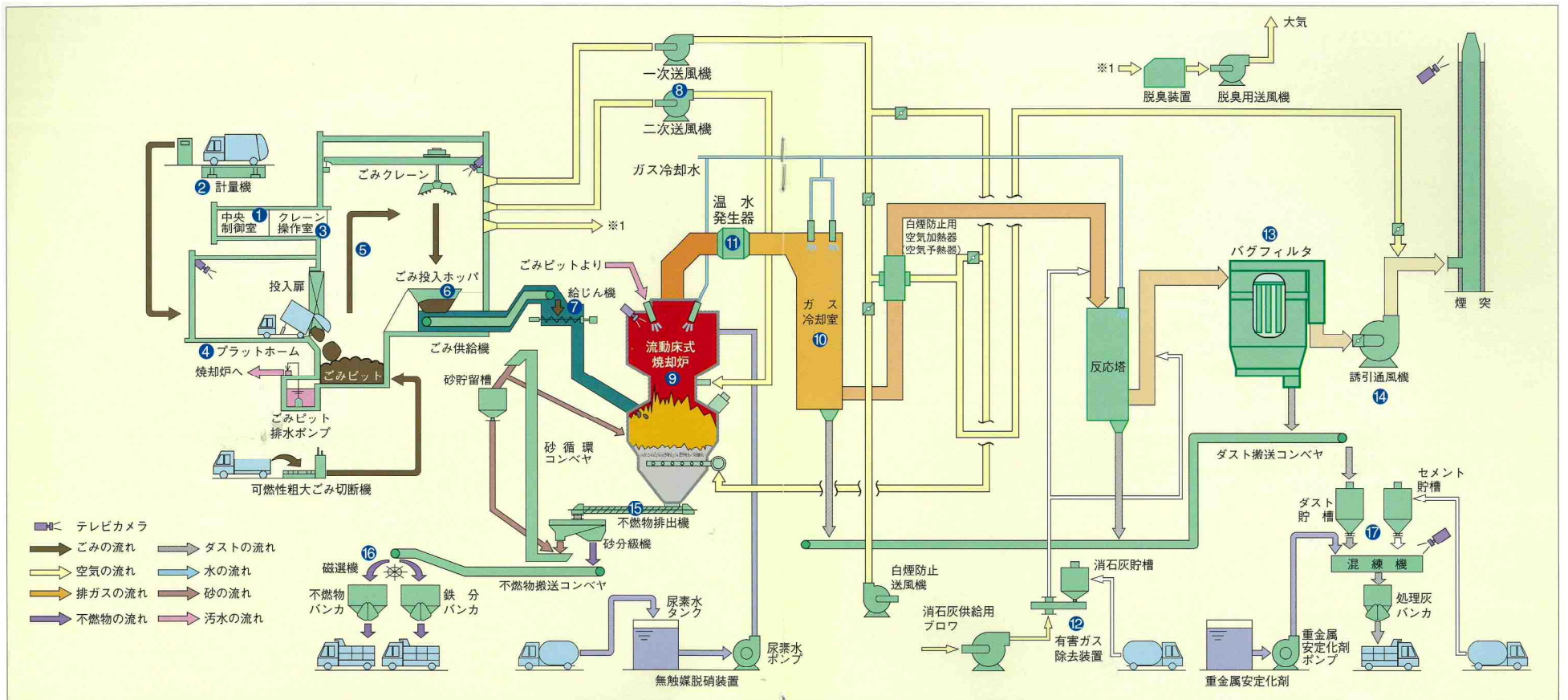


図 1.2 事業対象施設の処理工程図

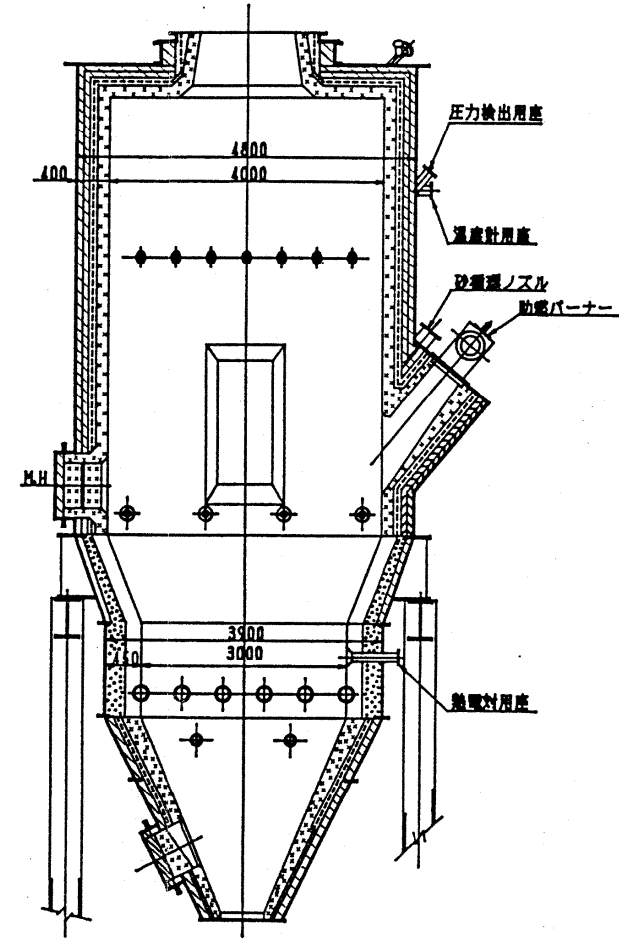
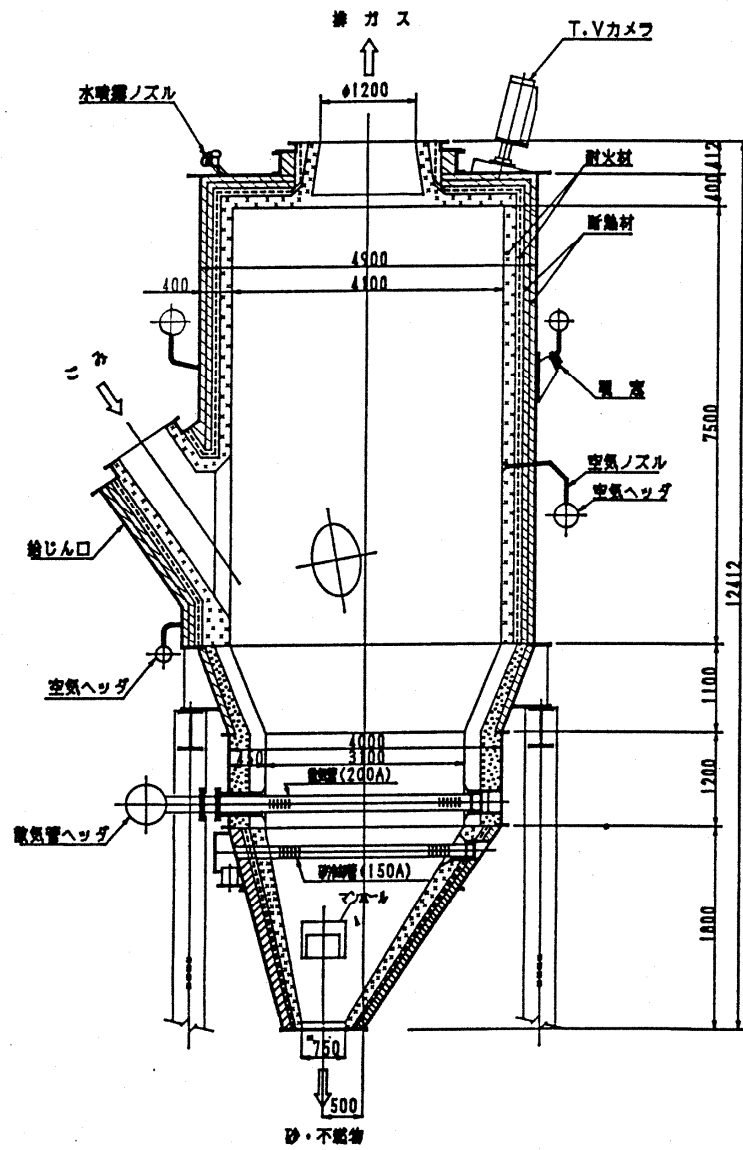


図 1.3 事業対象施設の焼却炉の構造図

第8節 環境保全対策

現在、事業対象施設では以下に示す各対策を実施し、周辺地域の環境への影響を最小限に抑えている。

8-1 大気汚染の防止

- ・ごみクレーンで十分に混合攪拌した後に焼却炉へ投入し、十分な量の空気を吹込むことで、ごみを完全燃焼している。（ダイオキシン類の発生抑制、ダイオキシン類の除去）
- ・焼却炉へ尿素を吹込むことで、窒素酸化物を除去している。
- ・排ガスへ消石灰を吹込むことで、塩化水素、硫黄酸化物を除去している。
- ・排ガスをバグフィルタへ通すことで、ばいじん、ダイオキシン類を除去している。

8-2 騒音の防止

- ・騒音の大きい機械は、遮音性の優れた建屋内に設置し、騒音の外部への波及を防止している。
- ・搬出入車両の出入口はシャッターやスライドドアで遮蔽し、事業対象施設内の騒音の外部への波及を防止している。

8-3 振動の防止

- ・振動の発生する機械は、堅固な基礎に設置し、必要に応じて防振対策を施し、振動の外部への波及を防止している。
- ・大型の回転機器等、振動が特に大きい機械については、振動を抑え、伝播を防止するために独立基礎等を採用し、振動の外部への波及を防止している。

8-4 悪臭の防止

- ・ごみ収集車の出入時以外はプラットホーム出入口扉を常時閉めることで、ごみピットからの臭気の漏洩を防止している。
- ・ごみの投入時以外は投入扉を常時閉めることで、ごみピットからの臭気の漏洩を防止している。
- ・ごみの燃焼用の空気をごみピットから吸引することで、ごみピットの臭気の漏洩を防止している。吸引した空気は焼却炉の高温で分解除去している。

8-5 水質汚濁の防止

- ・事業対象施設の排水処理設備は無放流（場内再利用）システムであり、公共用水域への影響はない。